

応援広告（ファン広告）掲出基準

（駅ポスター・電車ラッピング共通）

本基準は、ファン（個人または有志グループ）による応援広告を、駅ポスターおよび電車ラッピング媒体に掲出する際の条件を定めるものです。すべての項目を満たした場合にのみ、掲出を許可いたします。

1. 申込者に関する基準および責任の所在

- ◎申込者情報
 - 申込時に、確実に連絡が取れる電話番号およびメールアドレスを正しく申告してください。
 - 名義は実在する個人または団体に限ります。
 - ◎反社会的勢力の排除（追記）
 - 申込者（有志グループの場合はその構成員全員を含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当する場合、または反社会的勢力と密接な関係を有していると当社が判断した場合は、お申し込みを受け付けることはできません。また、申込後にこれらとの関係が判明した場合には、無条件で掲出許可を取り消します。
 - ◎責任の所在
 - 広告の記載内容、使用画像等の権利関係、および掲出に関する一切の責任（第三者からのクレーム対応等を含む）は、申込者が負うものとします。
 - 当社および鉄道事業者は、申込者と第三者との間で発生したトラブルについて、責任を負いません。
-

2. 権利・許諾に関する基準

- ◎権利侵害の禁止
 - 第三者の著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害する行為を固く禁じます。
- ◎事務所等の許諾（必須）
 - 対象となるアーティスト、タレント、キャラクター、VTuber、作品等の所属事務所または権利元から、「応援広告としての画像・名称等の使用許諾」を事前に得ていること

を必須条件とします。

- ◎**許諾の証明**

- 申し込み時に、権利元からの許諾を証明する資料を必ず提出してください。
 - （例）許諾内容が確認できるメールのスクリーンショット
 - （例）公式サイトに掲載された「応援広告に関する規定」ページの URL
 - 許諾内容が不明瞭な場合、追加資料の提出をお願いする場合があります。
-

3. デザイン・記載内容に関する基準

- ◎**応援広告であることの明記**

- 公式広告との混同を避け、責任の所在を明確にするため、広告意匠内に「ファンによる応援広告」である旨を視認しやすい大きさに必ず記載してください。
 - （例）「Happy Birthday ○○ by ファン有志」
 - （例）「This is a fan-made support advertisement.」

- ◎**問い合わせ先（連絡先）の記載**

- 広告内容に関する問い合わせ窓口として、以下に記載の申込者の連絡先を広告内に記載してください。なお、広告内容に関する問い合わせについて、当社および鉄道事業者はいかなる対応もいたしません。
 - （記載可能な連絡先の例）メールアドレス、広告用の公開 SNS アカウント ID（例：X（Twitter）、Instagram 等）
 - ※個人の電話番号等、過度な個人情報の掲載は推奨しません。

- ◎**内容・表現上の一般基準**

- 以下を含む表現は一切認めません。
 - 犯罪・違法行為を肯定／助長する内容
 - 暴力的・残虐・過度に恐怖を与える表現
 - わいせつ、過度な性的表現および露出度の高い衣装表現
 - 人種、国籍、性別、宗教、障がい等に関する差別的表現
 - 特定の個人・団体・作品・企業等への誹謗中傷や蔑視表現
 - 炎上や対立を意図的に煽る挑発的なコピー
 - 虚偽または誤認を招くおそれのある表現（根拠のない「公式」「公認」「認定」等を含む）

- ◎**鉄道会社・媒体の中立性**

- 鉄道会社および当社または芸能事務所等が後援・主催・公認していると誤解される表現は禁止します。
 - （例）「○○駅公式」「○○鉄道公認」など（実際に契約・承認がある場合を除く）。
-

4. 交通・安全上の配慮および禁止事項

- ◎交通・安全の妨げとなる表現の禁止

- 次のような「人の滞留」や「混雑」を直接的に促す表現は禁止します。
 - （例）「ここに集まろう」「〇〇時に集合」「〇〇駅に大集合」等
- 通行人の歩行や安全を妨げるおそれのあるデザイン（極端に視線を引きつけるホラー表現など）は、審査の結果、修正または掲出不可となる場合があります。

- ◎鉄道安全に関する表現

- 以下のような、鉄道の運行・安全を損なう、またはそのおそれを想起させる表現は禁止します。
 - ホームからの転落や線路内立ち入りを連想させる描写
 - 列車妨害、危険行為を美化・肯定する描写
 - 他社鉄道・他交通機関を貶める表現

- ◎誘導リンク（QR コード等）の制限

- 歩きスマホ等を誘発するおそれのある要素の記載は原則禁止とします。
 - （例）QR コード、URL、検索窓（虫眼鏡マーク）等
 - 媒体社・鉄道事業者の規定により、例外的に許可される場合がありますが、その場合も別途審査を行います。
-

5. 宗教・政治・思想に関する基準

- 宗教・政治活動を目的とした広告は禁止します。また、社会問題や政治的テーマについて、一方的な主張や対立を煽る表現は認めません。
 - 特定政党・候補者・政治団体・宗教団体の宣伝・勧誘を目的とした広告
 - 宗教的儀礼・教義の布教を主目的とする表現
-

6. 未成年保護・飲酒・喫煙表現

- 以下のような、未成年に関する表現は禁止します。また、未成年をモデルとする場合、保護者および所属事務所等の適切な同意を得た上で、健全性に配慮した表現としてください。
 - 未成年者に対する飲酒・喫煙等を推奨する表現
 - ※成人を対象とする場合であっても、飲酒・喫煙を過度に美化する表現や、節度を欠いた描写は制限される場合があります。
-

7. 媒体別の運用上のポイント

7-1. 駅ポスター

- 媒体社・鉄道事業者が定めるサイズ、解像度、カラーモード等の技術仕様に従ってください。
- 掲出位置（コンコース、ホーム、改札内外など）によっては、内容や表現に対する審査基準が異なる場合があります。駅および沿線のイメージにそぐわないと判断されるデザインについては、修正または掲出をお断りすることがあります。

7-2. 電車ラッピング（車体・車内）

- 車体全面ラッピングや窓ガラス貼りは、特に厳格なデザイン基準が適用されます。
 - 前面部分や運転士の視界に影響を与える表現は禁止します。
 - 非常扉・案内表示・ドアステッカー等を隠すデザインは禁止します。
 - 長期間運行する媒体の特性上、短期間キャンペーンや特定日付に限定した強い訴求表現については慎重に審査を行います。
 - 路線イメージおよび鉄道事業者の企業イメージを損なうと判断される内容は掲出できません。
-

8. 掲出時のマナー・SNS 等での告知義務

申込者は、SNS 等で広告掲出の告知・発信を行う際、以下の注意事項をファンに向けて必ず記載し、周知する義務を負います。

- **駅・車内でのマナー**
 - 通行人の妨げとなるような、長時間の立ち止まり・座り込み・占拠行為を行わないこと。
 - 駅構内・ホーム・車内での大声での会話やコール、周囲に迷惑となる行為を行わないこと。
- **写真撮影に関する配慮**
 - 写真撮影時は、周囲の通行人や利用者の顔・個人情報が映り込まないように配慮してください。
 - 三脚や自撮り棒など、駅・車内での使用が制限されている機材の利用は、各鉄道事業者のルールに従ってください。
- **スタッフ・駅係員への対応**

- 掲出場所の施設スタッフや駅係員に対し、広告に関する直接の問い合わせ（詳細な掲出場所、掲出期間の確認など）を行わないこと。
 - 広告に関する質問・問い合わせは、広告内に記載された連絡先（申込者）へ行うよう、ファンに案内してください。
-

9. 審査および掲出取り消しに関する措置

● 事前審査

- 規定の期日までに、デザインデータおよび必要書類（権利許諾証明など）を提出いただき、当社および媒体社・鉄道事業者による事前審査を通過した場合にのみ、掲出が可能となります。
 - 審査過程で修正依頼が発生する場合がありますので、十分な余裕を持ってお申し込みください。
- 必要に応じて、権利許諾者に対して問合せをいたします。

● 掲出開始後の対応

- 掲出期間中であっても、本基準への重大な違反が発覚した場合、虚偽の申告が判明した場合、または現地で著しい混乱・トラブルが発生した場合には、当社および媒体社・鉄道事業者の判断により、掲出を即時中止することがあります。
 - 上記理由により掲出が中止となった場合であっても、広告料金等の返金は一切行いません。
- ただし、申込者の責めに帰すべき事由がない場合は除きます。

● 基準の改定

- 本基準は、法令や社会状況、鉄道事業者の方針等の変更に応じて、予告なく改定する場合があります。
 - お申し込みの際は、ホームページ記載の最新の掲出基準をご確認ください。
-

以上の基準に同意いただける場合に限り、応援広告のお申し込みを受け付けます。 ご不明な点がございましたら、下記の「お問い合わせ」ページよりご連絡ください。

お問合せ先：近江鉄道交通広告、お問合せ